

下呂市告示第 156 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した公金事務

御嶽パノラマグラウンドの徴収及び収納事務

2 指定公金事務取扱者

岐阜県岐阜市長良福光大野 2675 番地の 28

公益財団法人 岐阜県スポーツ協会

会長 田口 義隆

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 15 日